広報 FUKAURA ふかうら

No.495

発行／青森県深浦町　編集／総合戦略課

大戸瀬中学校の再編に向けた説明会を開催します

大戸瀬中学校の今後のあり方について、これまでの取り組みを報告するとともに、地域の皆様からのご意見を賜りたく、次のとおり説明会を開催します。ご多用のことと存じますが、ぜひご参加くださいますようお願いします。

◆**日　時**　11月28日（金）18時～

◆**場　所**　北金ヶ沢農村環境改善センター

◆**対　象**　大戸瀬地区にお住まいの方ほか

□**問合せ先**　教育委員会　学務係　℡74-4419

クリスマスリースづくり教室参加者を募集します

次のとおりクリスマスリースづくり教室を開催します。

手作りリースで、クリスマスシーズンの玄関を明るく飾ってみませんか。

※応募人数が少ない場合は教室を中止または延期させていただく場合があります。

◆**日　時**　12月13日（土）10時～11時30分

◆**会　場**　深浦町公民館　２階大会議室

◆**受講料**　１人５００円

◆**定　員**　15人（小学３年生以下は親同伴必須）

◆**申込方法**　深浦町公民館へ直接お申し込みください。電話又はＦＡＸで受け付けいたします。

◆**申込締切**　12月３日（水）

□**申込・問合わせ先**　深浦町公民館　℡74-２０３１　FAX82-０８５８

グット・トイ２０２５ in ふかうら 開催のお知らせ

遊びのスペシャリストの投票で選ばれたおもちゃを体験できる「グット・トイ２０２５ in ふかうら」を開催します。

遊びを通して五感を磨き、コミュニケーション能力を養い、夢を育てる素敵な時間を体験してみましょう。

「深浦町新生児に対する木のおもちゃ贈呈事業」で贈呈されている木の積み木も登場します。

◆**日　時**　11月30日（日）10時～15時

◆**会　場**　役場町民文化ホール

◆**入場料**　無　料

◆**主　催**　青森グット・トイ委員会

○共　催　総合型地域スポーツクラブ「ＪｏｙＳｐｏ！ふかうら」

□**問合わせ先**　ＪｏｙＳｐｏ！ふかうら　事務局　古川　℡０８０-１８０５-４４４９

農業用免税軽油使用者証・免税証の交付申請受付について

令和8年3月から使用する農業用免税軽油使用者証・免税証の交付申請を受付します。

希望される方は必要書類を揃え、申請してください。

◆**日　時**

12月1日(月)～12月25日(木)

9時～15時

◆**場　所**

五所川原合同庁舎(警察署隣)

県税事務所内

◆**必要書類等**

①耕作証明書

(各市町の農業委員会で発行したもの)

②免税軽油使用者証

(初めて申請する方を除く)

③返信用郵便切手460円分

④使用機械の譲渡証明書

(初めて申請する方及び使用者証登録機械に追加のある方のみ)

⑤県証紙400円分

(初めて申請する方、使用者証の有効期限が切れる方、使用者証登録機械に変更のある方、使用者証を紛失した方)

□**問合せ先**

青森県西北県税事務所　課税課

℡　0173-34-2111

鳥インフルエンザの発生を防止しましょう

野鳥の渡りが始まる秋から北へ帰る春にかけては、鳥インフルエンザ発生の警戒が必要となる時期ですので、次のことに注意してください。

◆**家きん※を飼っている場合**

①渡り鳥や野鳥、ねずみ等の野生動物との接触をさけるため、野外での放し飼いをしないようにしましょう。

飼育小屋は防鳥ネット(2㎝角以下)で囲いましょう。定期的に防鳥ネットの点検を行い、破損箇所はただちに修繕しましょう。

②飼育小屋を定期的に消毒し、清潔な状態で飼育しましょう。

③世話をするときには専用の履物、衣服を身に付け、終了後は履物、衣類、手指の消毒をしましょう。車両は農場の出入り口で入念に消毒しましょう。車両は農場の出入り口で入念に消毒しましょう。

④家きんに異状がみられた場合は、すぐにつがる広域家畜保健衛生所に連絡してください。

※家きん：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、エミュー

◆**死亡した野鳥を見つけた場合**

①野鳥は鳥インフルエンザウイルス以外にも様々な細菌や寄生虫を持っていることがあるので、手袋等で処理し、素手では触らないようにしましょう。

②多数の野鳥がまとまって死亡している場合は、深浦町農林水産課、または西北農林水産事務所林業振興課にご連絡ください。

③②以外の場合で死亡した野鳥を処理する際は、ビニール袋に入れ一般ごみとして処分してください。

□**連絡・問合せ先**

深浦町農林水産課

℡　74-4411

青森県西北農林水産事務所

つがる広域家畜保健衛生所

℡　0173-42-2276

青森県西北農林水産事務所

林業振興課

℡　0173-72-6613

宮下知事と対話する「#あおばな」実施団体募集

宮下知事が出向いて県民の皆さまの声をお聴きする、県民対話集会「#あおばな」の実施団体を募集します。

◆**対　象**

県内所在の10名程度の参加者が見込まれる団体等

◆**募集期間**

11月14日(金)～11月28日(金)

◆**実施期間**

1月21日(水)～3月22日(日)

◆**応募方法**

専用応募フォームから申込

HPはこちらから▼

□**問合せ先**

青森県総務部広報広聴課

℡　017-734-9138

あおもり性暴力被害者支援センターのお知らせ

レイプや不同意わいせつなど、性犯罪・性暴力の被害にあわれた方やそのご家族などからの相談を受け、要望に応じた必要な支援をコーディネートします。

◆りんごの花ホットライン

℡　０１７-７７７-８３４９

℡　＃８８９１

※専門の研修を受けた相談員が対応します。秘密は厳守します。

◆相談受付時間

月曜日～金曜日　９時～17時

（右記時間以外、土・日・祝日・年末年始は、国のコールセンターにつながります）

□問合せ先

青森県県民活躍推進課

℡　０１７-７３４-９２２８

◆ボランティア募集

県が本センターの運営を委託している公益社団法人あおもり被害者支援センターでは、ボランティアの支援活動員を募集しています。活動に関心のある方は、左記へ直接お問合せください。

□問合せ先

あおもり被害者支援センター

℡　０１７-７１８-２０８５

青の煌めきあおもり障スポリハーサル大会申込受付開始

◆大会期日

令和８年５月30日（土）～31日（日）

◆申込先

○個人競技

特別支援学校及び市町村障がい者スポーツ担当課

※個人競技は宮崎障スポの青森県選手選考、団体競技は「第25回全国障害者スポーツ大会北海道・東北ブロック予選会」を兼ね、青森県代表チームが出場します。

◆申込方法

ＨＰから様式をダウンロードし、お申し込みください。

ＨＰはこちらから▼

□問合せ先

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会　事務局

℡　０１７-７３４-９１８５

教員として西北地区で働いてみませんか？

教員免許更新制が解消され、令和４年７月１日以降の免許状の取扱いが変更となりました。

教員免許はあるものの、教職経験のない方や、様々な理由で教職を離れている方に対して、変更後の免許状の取扱いや、教員の仕事について説明しますので、ぜひ足を運んでください。

◆開催日時

12月７日（日）

10時～11時50分

（説明終了後、希望者に個別相談を実施します）

◆場　所

五所川原合同庁舎１階Ｃ会議室

◆申込方法

電話またはメール

※申込みの際は、氏名、電話番号、所持教員免許状、免許取得年月、質問があればその内容をお知らせ願います。

□申込・問合せ先

西北教育事務所　総務課

℡　０１７３-35-２１７０

メール　E-SEIHOKU@pref.aomori.lg.jp

裁判員制度～まもなく名簿記載通知を発送します～

11月中旬頃、令和８年裁判員候補者名簿に登録された方に対して名簿記載通知をお送りします。

これは、来年２月頃からの約１年間に裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えするものです。

なお、この段階ではまだ裁判員に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

□問合せ先

青森地方裁判所総務課庶務係

℡　０１７-７２２-５４２１

建築大工技能検定 実技試験対策講習 受講生募集のお知らせ

在職中の方を対象とした技能検定対策講習を実施します。

◆**日　時**
1月14日（水）、16日（金）、19日（月）、21日（水）、23日（金）
18時～21時

◆**場　所**
弘前高等技術専門校

◆**定　員**　10人

◆**受講料**　１，３００円

◆**募集期間**
11月４日（火）～12月８日（月）

◆**申込方法**
メールまたは郵送でお申し込みください（募集締切日必着）。
※申込書はホームページからダウンロードできます。詳細は左記QRからご確認ください。

HPはこちらから▼

□**問合わせ先**
弘前高等技術専門校
在職者訓練担当
TEL　０１７２-32-６８０５
メール　hi-gisen@pref.aomori.lg.jp

45歳以上の方の転職・再就職をサポートします

就職活動のノウハウ（仕事の探し方・応募書類作成・面接対策など）を知りたい方、就職活動に不安を抱えている方など、カウンセラーがマンツーマン（予約制）でサポートします。お気軽にご相談ください。
※当職業相談は雇用保険受給資格者の求職活動として認められます。

◆**青森地区**
○日　時
平日・第２・４土曜日
９時～16時
○場　所
ネクストキャリアセンターあおもり（青森県観光物産館アスパム７階）

◆**弘前地区**
○日　時　平日　９時～16時
○場　所
キャリアスクールＩ・Ｍ・Ｓ

□**予約申込・問合わせ先**
ネクストキャリアセンターあおもり
TEL　０１７-７２３-６３５０
メール　chukounen@ims-hirosaki.com

借金に関する相談窓口のお知らせ

相談員が借金の状況などをお伺いし、必要に応じて、弁護士等に引継ぎを行います。
一人で悩まず、ご相談ください。秘密厳守・無料です。

◆**受付時間**
月曜日～金曜日
（祝日・年末年始除く）
８時30分～12時
13時～16時30分

◆**相談専用電話番号**
TEL　０１７-７７４-６４８８

□**問合わせ先**
東北財務局　青森財務事務所
理財課
TEL　０１７-７２２-１４６３

自賠責保険・自賠責共済のご案内

自賠責保険・共済は、全ての車・バイク等１台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度です。

◆**未加入・未更新で乗ると、懲役または罰金の対象となります！**
自賠責保険・共済は、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車（電動キックボード・モペット）を含む全ての自動車に加入が義務付けられています。
自賠責制度の詳しい内容は左記のQRからご確認ください。

HPはこちらから▼

□**問合せ先**
国土交通省東北運輸局
青森運輸支局輸送・監査部門
TEL　０１７-７３９-１５０１
FAX　０１７-７３９-１５０５

公的医療保険制度
加入者の皆様へ

こども・子育て世帯を応援！

子ども・子育て支援金制度が開始します

こどもまんなか
こども家庭庁

「子ども・子育て支援金制度」って何？

・「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、こどもや子育て世帯を**社会全体で応援**する仕組みです。

・支援金は児童手当の拡充など６つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。

なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

・子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものであり
そのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため
子育て支援は**全ての方にとってメリット**があります。

・そのため、独身者や高齢者も含む全世代や企業の皆様から
拠出いただくこととしております。

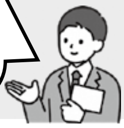

いつから始まるの？

支援金は**令和８年４月分から**医療保険料とあわせて拠出いただきますが
実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。

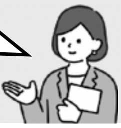

※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。

支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが、
全ての医療保険制度の加入者で平均すると、
令和10年度で月額 **450円**（令和８年度は250円）と試算しています。

詳しくは、「子ども・子育て支援金に関する試算」をご参照ください

こども家庭庁HP

※支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行うこととしており、
国民の皆様に追加のご負担を求めることのない仕組みとしています。

子ども・子育て支援金が充てられる事業のご案内

こどもまんなか こども家庭庁

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

960万円未満

支援対象	児童手当（月額）	
0歳～3歳未満	1.5万円	第3子以降 1.5万円
3歳～小学生	1万円	
中学生	1万円	

▼

所得制限なし

支援対象	児童手当（月額）	
0歳～3歳未満	1.5万円	第3子以降 3万円
3歳～小学生	1万円	
中学生	1万円	
高校生	1万円	

※令和６年10月分から拡充

妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」の面談と合わせて、
・妊娠届出時に5万円
・妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円
を支給します。

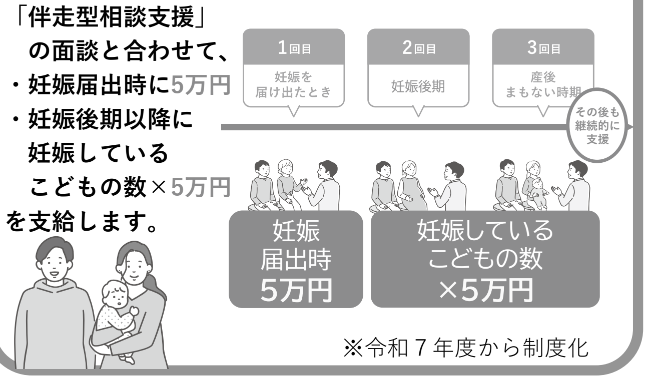

※令和７年度から制度化

育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、
こどもが２歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、
時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和７年度から実施

出生後休業支援給付

「出生後休業支援給付」を創設し、
子の出生直後の一定期間内に
両親ともに14日以上の育児休業を取った場合、
最大28日間、手取りの10割相当を支給します。

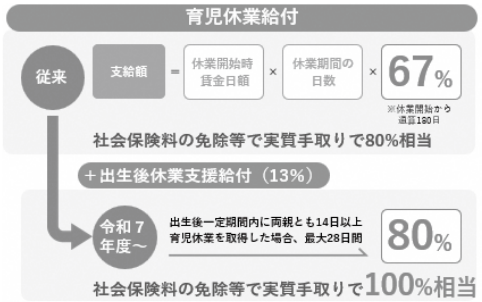

※令和７年度から実施

育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、
育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。

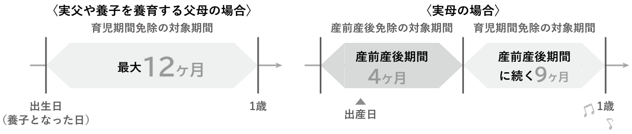

※令和８年10月から実施

こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、
保育所等に通っていない0歳6カ月から
満3歳未満のこどもが
時間単位等で柔軟に利用できる制度です。
（こども１人当たり10時間／月）

※令和７年度は希望自治体、令和８年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは

こども家庭庁のHP
（概要説明）

担当職員による紹介記事

三原大臣からのメッセージ